

日付：2005 年 1 月 28 日

提出元：NTT 東日本

## 題名：JJ100.01 第 3 版における利用制限等の扱いについて

### 1. はじめに

本寄書は、JJ100.01 第 3 版のスペクトル適合性計算結果に基づく利用制限等の扱いに関する議論の進め方及び弊社の考えを示すものである。

### 2. スペクトル管理 SWG における議論の進め方について

JJ100.01 第 3 版における利用制限等の扱いについては、JJ100.01 第 2 版における利用制限等の記載と JJ100.01 第 3 版におけるスペクトル適合性計算結果等を比較し、表 1 に示す分類毎に議論を行うことを提案する。現在 JJ100.01 第 3 版のスペクトル適合性計算結果が示されている伝送システムを表 1 の分類毎にまとめ、SMS-22-NTTE-02\_Appendix.xls に示す。

表 1：利用制限等に関する議論の進め方について

No	検討の分類	検討のポイント
1	JJ100.01 第 2 版と JJ100.01 第 3 版の利用制限が同じ伝送システム（EU 方式、VDSL 方式、特例対象以外）	変更なしのため検討不要
2	JJ100.01 第 3 版のスペクトル適合性計算に基づき、利用制限（限界線路長）に変更が生じる伝送システム（EU 方式、VDSL 方式、特例対象以外）	JJ100.01 第 2 版のスペクトル適合性確認結果の継続性と既存利用者の利益 限界線路長が延びる場合 限界線路長が短くなる場合【対象システムなし】
3	JJ100.01 第 2 版において、特例として利用制限に何らかの緩和措置を行っている伝送システム JJ100.01 第 3 版のスペクトル適合性計算に基づき、新たに利用制限が生じ、クラス変更を伴う伝送システム	JJ100.01 第 2 版のスペクトル適合性確認結果の継続性と既存利用者の利益 事後措置を前提とした緩和の可否 長延化方式に対する緩和の可否 導入数が少ないことによる緩和の可否
4	上り拡張の暫定運用対象の伝送システム	JJ100.01 第 3 版における暫定運用の扱い 暫定運用対象方式の JJ100.01 第 3 版のスペクトル適合性計算結果は、以下の 3 種類に分類される 限界線路長が延びた伝送方式 限界線路長が短くなった伝送システム 限界線路長に変更がない伝送システム

### 3. JJ100.01 第3版における利用制限等の扱いに関する弊社の考えについて

弊社は、JJ100.01 第2版においてスペクトル適合性が認められた伝送システムの利用者に対する不利益を生じさせないように、JJ100.01 第2版からの継続性担保を前提として、JJ100.01 第3版の利用制限等を扱うべきだと考える。

#### 利用制限（線路長制限・収容制限）の継続性

JJ100.01 第2版の利用制限に比べ JJ100.01 第3版のスペクトル適合性計算結果に基づく利用制限が厳しくなる場合は、JJ100.01 第2版における利用制限を担保する。なお、JJ100.01 第3版のスペクトル適合性計算結果に基づく利用制限が JJ100.01 第2版の利用制限より緩和される場合については、JJ100.01 第3版に基づく利用制限を採用する。

#### 特例措置（線路長制限・収容制限の緩和）の継続性

JJ100.01 第2版において、線路長制限及び収容制限の緩和を特例として承認された伝送システムにおいては、JJ100.01 第3版においても JJ100.01 第2版における特例措置を担保する。なお、項に示す利用制限の継続性のために新たに特例措置が必要となる場合においても特例措置を認める。

### 4. JJ100.01 第3版における上り拡張暫定運用の扱いに関する弊社の考えについて

JJ100.01 第3版における上り拡張暫定運用の扱いについては、以下の理由に基づき、JJ100.01 第3版のスペクトル適合性計算結果をそのまま適用することを提案する。

上り拡張暫定運用（適合性計算結果で ADSL 下りが 4Mbps を確保できる線路長- 500m）において、フィールド上での問題は発生していないため、EU 方式に対する過剰規制を継続する必要性は希薄である。また、JJ100.01 第3版のスペクトル適合性計算結果における EU 方式の線路長制限は、JJ100.01 第2版のスペクトル適合性計算結果より 250m 短くなっており、JJ100.01 第3版のスペクトル適合性計算結果を採用することで、EU 方式に懸念を表明されている事業者の懸念を払拭することは可能と考える。

VDSL 方式については、JJ100.01 第3版において、1.1MHz を超える周波数帯域が G.993.1 Annex A のバンドプランに従うこと等が規定された。また、局設置 ADSL/VDSL とユーザビル設置 VDSL の相互干渉の緩和手段が示された。これらを有効活用することにより、フィールド上での課題を事業者間相互の努力により解決することが可能になったと考える。

以上